

〔別紙〕

様式1

## 事業報告書

(自 令和4年 9月 1日 至 令和5年 8月31日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 ながたに整形外科  
 ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
 ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他  
 ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市元船町5番4号  
 メディカルモール元船3F
- (3) 設立認可年月日 平成22年 9月15日
- (4) 設立登記年月日 平成22年 9月17日

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人ながたに 整形外科	長崎県長崎市元船町5番4号 メディカルモール元船3F	

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)  
 該当なし
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)  
 該当なし
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
- |            |                     |
|------------|---------------------|
| 令和4年 9月27日 | 令和3年度決算の決定          |
| 令和5年 8月31日 | 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定 |
| 〃          | 令和5年度の借入金額の最高限度額の決定 |
- (5) その他  
 なし

法人名 医療法人 ながたに整形外科

※医療法人整理番号

所在地 長崎市元船町5番4号メディカルモール元船

3 F

貸 借 対 照 表

(令和5年 8月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	12,688	I 流 動 負 債	7,842
II 固 定 資 産	6,526	負 債 合 計	7,842
1 有 形 固 定 資 産	2,234	純 資 産 の 部	
2 そ の 他 の 資 産	4,292	科 目	金 額
		I 基 金	9,000
		II 積 立 金	2,372
		純 資 産 合 計	11,372
資 産 合 計	19,214	負 債 ・ 純 資 産 合 計	19,214

法人名 医療法人 ながたに整形外科

※医療法人整理番号

所在地 長崎市元船町5番4号メディカルモール元船

3F

損 益 計 算 書  
(自 令和 4 年 9 月 1 日 至 令和 5 年 8 月 31 日)

(単位：千円)

科	目	金 額
I 事業損益		
1 事業収益		55,170
2 事業費用		55,472
	事業損失	△302
II 事業外収益		1,251
	経常利益	949
III 特別利益		374
	税引前当期純利益	1,323
	法人税等	71
	当期純利益	1,252

様式 2

法人名 医療法人 ながたに整形外科  
 所在地 長崎県長崎市元船町 5 番 4 号メディカルモール元船 3 F

※医療法人整理番号

財 産 目 録

(令和5年 8 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額 19,214 千円  
 2. 負 債 額 7,842 千円  
 3. 純 資 産 額 11,372 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	12,688
B 固 定 資 産	6,526
C 資 産 合 計 (A+B)	19,214
D 負 債 合 計	7,842
E 純 資 産 (C-D)	11,372

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有  賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有  賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 ながたに整形外科  
理事長 長谷 芳文 殿

私は、医療法人 ながたに整形外科 の令和4会計年度（令和4年9月 1日から令和5年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年 9月27日

医療法人 ながたに整形外科

監事 長谷 麻理子 